

令和4年9月までに借入申込みいただいた方で

【フラット35】S(金利Bプラン) + 【フラット35】地域連携型(地域活性化)で

令和4年10月以降、資金実行するお客さまへ

令和4年10月から、【フラット35】の金利引下げ制度「ポイント制」※が始まります。

令和4年9月以前にお申込みいただいた場合と「ポイント制」開始後の金利引下げ内容が異なるため、令和4年9月以前のお申込みで令和4年10月以降に資金実行となるお客さまは、**お申込み時点の金利引下げ内容または「ポイント制」による金利引下げ内容のいずれかをお選びいただくことができます。**

※金利引下げ制度「ポイント制」とは、金利引下げメニュー毎にポイントを定め、合計ポイント数に応じて金利引下げ内容が決まる制度です。

適用予定の内容

お申出手续によりこちらに変更も可

	お申込み時点の制度 (令和4年9月までにお申込みした場合)	ポイント制 (令和4年10月以降にお申込みした場合)
金利引下げ内容	年▲0.50% 当初5年間	年▲0.25% 当初10年間

【参考】お申込み時点の制度とポイント制の返済額による比較

(前提) 借入額3,000万円、返済期間：35年、借入金利：年1.5%、繰上返済なし

	お申込み時点の制度	ポイント制
毎月の返済額	当初5年間 84,685円 6年目以降 90,868円	当初10年間 88,225円 11年目以降 90,870円
総返済額	37,793,383円 お申込み時点の制度の方が 54,686円少なくなります。	37,848,069円

*【フラット35】の借入金利は、借入申込時ではなく資金実行月の金利となります。

ポイント制の金利引下げ内容に変更を希望する場合のお手続

金利引下げ制度「ポイント制」の利用を希望する場合は、**取扱金融機関にお申出ください。**

変更にあたっては、「金利引下げ制度(ポイント制)の申出書」※を取扱金融機関に提出していただく必要があります。

※「金利引下げ制度(ポイント制)の申出書」は、取扱金融機関においてお渡しします。

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター

